

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の、昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年6月まで

私は、昭和36年2月に自治会の人々の勧めで国民年金に任意加入し、隣保の集金人に毎月保険料を払っていたのに、納付記録が無いことが納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除き、60歳になるまでの国民年金加入期間について、保険料をすべて納付し、60歳から任意加入し保険料を納付している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、昭和36年2月24日に、申立人を含む同じ町内の数人が任意加入しているのが確認でき、申立人と同日に国民年金に任意加入し、現在も同町内に居住している二人から、「申立人の実家が近くにあった。町内で勧められて何軒かがまとめて一緒に加入した。隣保の集金人が集金していた。」との供述が得られ、申立人の説明と一致しており、申立内容に不自然さは見られない。

加えて、同じ自治会に所属し、申立人と同日に国民年金に任意加入した三人は、申立期間はいずれも納付済みとなっており、申立人が、任意加入をしながら、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年6月まで

昭和41年10月から42年6月までの期間について、国民年金保険料を国民年金手帳に検認印が押されているように納付したが、41年10月1日に資格喪失になっており保険料も還付されていると言われた。還付を受けた記憶は無く納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の昭和41年度及び42年度の印紙検認記録により、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるが、この保険料は、社会保険庁の国民年金被保険者台帳において還付と記録されている。

しかし、申立期間において申立人は厚生年金保険への加入も無く、結婚する前で生活環境に変化は無かったことなどから、昭和41年10月1日に国民年金の資格を喪失し還付決定することに合理的な理由は認められない。したがって、申立期間は国民年金の強制加入期間であり、国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず、還付手続が行われていることから、本来、納付済みとすべき保険料を還付決定した行政側の事務処理に誤りが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで  
② 昭和44年5月

私は、申立期間①当時、家庭で子育てをしていたが、国民年金保険料を市役所出張所で支払った記憶がある。昭和36年度及び38年度の国民年金保険料を納付しながら、両年度に挟まれた申立期間①の保険料のみ納付しなかったはずはなく、未納とされていることは納得できない。

申立期間②の国民年金保険料は納付したにもかかわらず、後に還付されたために未加入期間とされているが、還付理由は無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、昭和36年度の印紙検認記録には、各月に現金納付を示す「現納」の押印と「38. 3. 7」と記載されている上、昭和38年3月7日付けの領収書が貼付<sup>ちようふ</sup>されていることから、36年度分は過年度納付されたことが確認できる。また、38年度の印紙検認記録欄には検認印が押印されており、現年度納付されたことが確認できる。

しかし、申立期間①である昭和37年度の印紙検認記録欄には、検認印が押印されておらず、手書きで斜線が引かれ「スミ」と記載されており、当時は印紙検認方式が採られていたことから、申立期間①の保険料については現年度納付されなかったことが推認できる。また、過年度納付は社会保険事務所扱いとなるため、印紙検認記録欄が空欄となっているのが通常の姿であるが、36年度の印紙検認記録欄には過年度納付したことを示す「現納」の押印があり、36年度と37年度の両年度とも昭和38年に印紙検認台

紙が切り離されていることから、申立期間①の保険料を過年度納付しながら、36年度と取扱いを異にしたとは考え難い。

一方、申立期間②について、社会保険事務所が保管する特殊台帳を見ると、申立期間②を含む昭和44年5月から45年6月までの国民年金保険料を同年8月11日に還付している記録が確認できる。このうち44年6月から45年6月までの保険料については、申立人は厚生年金保険に加入していることから、重複加入を理由に還付されたものと推認できる。しかし、申立期間②は、厚生年金保険未加入期間であることから、還付理由が無いにもかかわらず、行政の事務的過誤により還付決定され、その結果、未加入期間になったことがうかがわれ、当該期間については国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から47年2月まで

昭和43年に会社を退職し、飲食業を開業した。当初は年金について関心が無かったが、生命保険会社に勤めていた叔母に勧められ、A町役場で国民年金の加入手続をして、自身の厚生年金保険とつなげるために国民年金保険料をさかのぼって納付した。その期間について国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後、申立人の叔母の勧めにより、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、昭和47年1月から2月ごろに払い出されていることが推認でき、申立人の主張と一致する。

また、A町では、申立期間当時、特例納付について広報誌により、「加入の手続や保険料の納め方などについて、くわしいことは役場民生課または出張所でおたずねください。」と周知しており、申立人が特例納付の窓口として町役場に出向いたとする供述は自然であり、かつ、昭和47年6月までは特例納付期間中であり、申立期間の保険料をまとめて過年度納付及び特例納付することは可能であった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の母親と連番で払い出されており、申立人の母親は、国民年金制度創設時の昭和36年4月までさかのぼって納付していることが確認できることから、申立人もさかのぼって納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人と同居していた申立人の父母及びその妻は国民年金の加入期間については保険料を完納しており、当時の家族の納付意識が高かったものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、D社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月21日に訂正し、48年5月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年12月21日から48年4月26日まで  
② 昭和48年5月21日から同年6月21日まで

私は、A社（現在は、D社）に入社して以来、同社のグループ会社への転勤はあるが、継続して勤務している。

申立期間は、グループ会社であるC社の設立のため、昭和47年12月に異動し、継続して勤務していた。

社会保険庁の記録では、申立期間について未加入とされているが、厚生年金保険に加入しているはずなので認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社における雇用保険の加入記録及び関係者の供述から、申立人が昭和48年3月21日から51年4月21日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、D社から提出された昭和48年4月26日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書には、申立人を含む4人について、C社の所在地名の手書きのメモが記載されていること、また、これら4人はいずれもC社が新規適用事業所となった同年6月1日以降に同事業所で資格取得していることが確認できることから、これら4人については、同年4月時点でC社に勤務していたものの、同事業所が当時は適用事業所でなかったため、厚生年金保険について、A社のグループ会社であるB社において被保険者資格を取得し、C

社が適用事業所となった時期以降に、同事業所で改めて厚生年金保険の資格取得の手続がなされたものと推測できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において申立ての事業所に継続的に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①については、申立ての事業所での雇用保険の加入記録が昭和48年3月21日からとなっていることから、申立期間①のうち、同日から同年4月26日までの期間に、申立人が申立ての事業所で勤務していたことは推認できるものの、申立ての事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和48年5月21日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年5月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月10日から同年6月21日まで

私は、昭和43年4月にA社に入社し、平成17年12月に退職するまで継続して勤務していた。申立期間の記録が無いのはおかしいので、早急に調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在籍証明書及び健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書により、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し（昭和44年6月21日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に、資格喪失日に係る記録を44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から44年5月1日まで

私は、昭和43年4月に申立事業所に入社した。当初は社長宅に住み込み、昼間に働きながら定時制高校へ通っていた。自動車学校にも通わせてもらい、44年5月に自動二輪免許を取得した。自動車学校に通うために44年4月末まで働いたので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年3月に中学校を卒業し、同年4月1日から自動二輪免許を取得する直前の44年4月末日まで、申立事業所に勤務していたとしており、申立人の同僚の供述並びに当時の申立事業所の従業員及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人よりすぐ後に申立事業所に入社し、同様に社長宅に住み込みながら勤務し、同じ業務に従事していたと申立人が記憶している同僚は、昭和43年5月1日から厚生年金保険被保険者資格を取得している。

さらに、申立期間当時の役員は、当時、申立事業所において試用期間は無かった旨供述しており、社会保険事務所の申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、短期間でも厚生年金保険に加入している者が確認できる。

加えて、申立人及び同僚が供述した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考

えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で申立期間当時に採用された元同僚に係る社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年4月から44年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から60年9月まで

私は、昭和51年5月ごろから働くようになり、国民年金保険料の納付について、このころA区役所へ相談に行った。

区役所では、未納分をまとめて納付するよう言われたが、一度には納められないので分割して納付し、それからは、区役所から送られてくる納付書で、毎月、郵便局で納付したのを覚えている。

申立期間について申請免除をした覚えも無いし、59歳ごろに全額掛け終わったとはがきが届いたのも覚えているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を区役所からの納付書により毎月郵便局で納付したと主張しているが、申立人の国民年金被保険者台帳により、申立期間は全額申請免除を受けている期間であることが確認できることから、申立期間の保険料は追納保険料となり、当該納付書は、追納申込書に基づき社会保険事務所が発行するものであるため、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、申立期間について申請免除をした記憶は無いと主張しているが、昭和55年度から60年度までの6年度にわたり行政側の記録管理上不適切な取扱いがあったとは考え難い上、申立人と同居している娘についても申立期間は申請免除となっている。

さらに、申立人は、昭和51年5月ごろ区役所へ行ったと述べているが、B市が政令指定都市となり、区役所が設置されたのは55年であり、申立内容に不自然な点が見受けられるほか、申立人は51年7月分から53年3月分までの保険料を一括して53年10月2日に過年度納付していることが、

申立人の被保険者台帳により確認でき、未納保険料を納付したとする時期も主張と一致せず、申立人の記憶の混同が推測され、このほかに、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、「59 歳ごろ、社会保険事務所から全額掛け終わったのはがきが届いた。」と供述しているが、このはがきは、60 歳到達者に送付される被保険者期間満了の通知であると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和48年2月から58年3月まで

私が20歳になった時、両親が「この子は勤めに行っていないから、国民年金に加入しておかなければならない。」と話をしていた。

国民年金保険料の納付は、主に母親がしてくれていたが、私も確実に3回は市役所の支所で納付したことがあるし、母親はとても几帳面な性格だったので、手続をしておきながら納付しないはずは無いので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間中に所持していた国民年金手帳はオレンジ色で、この色以外の年金手帳は、所持したことは無い。」と主張しているが、仮に、年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄に記載されている昭和48年2月7日に国民年金の加入手続をした場合、年金手帳の色は、草色又はベージュであることから、申立人の国民年金の加入手続は、オレンジ色の年金手帳の交付が始まった49年11月以降に行われたことは明らかである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年2月ごろに払い出されており、この時点では、申立期間の多くは時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親は、現在地に移転する前の支所で納付していたとしているが、当該支所の移転は平成4年10月であり、申立期間直後の納付済期間に係る記憶の可能性もある。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとするその母親は、既に他界していることから、国民年金の加入手続及び保険

料の納付状況等の詳細は不明であるほか、申立人が自分で3回は確実に納付したとする時期の詳細な記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から58年10月まで  
私は、昭和56年7月に勤めていた会社を退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を漏れなく納付してきた。しかし、申立期間が未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、その時点で既に厚生年金保険の老齢年金の受給資格を満たしていたため、60年改正前の国民年金法により任意適用であったところ、社会保険庁の記録では、58年11月30日に国民年金の被保険者資格を取得（任意加入）しており、申立人が所持する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄にも58年11月30日と記載されている。このため、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、その妻と一緒に国民年金に加入したと述べているが、申立人の妻も昭和56年8月時点では国民年金に加入していないほか、55年1月5日から現在まで住所の変更歴は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月2日から36年7月2日まで

私は、A社(株)の代表として、設立以来、金銭出納、税金、各種保険の事務を行っており、年末調整や労働保険説明会への出席、保健所への更新許可など、諸官庁への届出は万全を尽くしていた。

その中で厚生年金保険だけ別にするはずはなく、保険料はB銀行C支店で小切手で納付していた。

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所は、昭和30年12月21日に設立され、設立時から申立人が代表取締役となっていることが、登記簿謄本により確認でき、申立人及び当時の関係者の供述から、申立人が申立ての事業所で飲料の製造・販売を行っていたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録により、申立ての事業所名及び社名変更後の事業所名で確認したが、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことの確認ができず、申立人及び当時の従業員であったとする者の厚生年金加入記録も確認できない。

また、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所は、「常時5人以上の従業員を使用する事業所」が該当するものと規定されていたが、申立人、申立ての事業所で事務を担当していた申立人の妻、申立人の親族及び元従業員に聴取しても、当時の従業員の氏名を記憶しておらず、当該事業所に5人以上の従業員がいたとする供述は得られない上、当時の関係者から、「当該事業所は家内工業で、夏季の繁忙期には数人のアルバイトがいた。」との供述が得られていることから、申立ての事業所は、厚生年金保険の適用事業所の対

象となる要件を満たしていなかったものと推測される。

さらに、申立人は、当時の資料として、昭和 35 年の手帳のコピーを提出しており、申立てのとおり、労働保険説明会への出席、保健所への更新許可、国民健康保険料の納付を示すとみられる記載は確認できるが、適用事業所として厚生年金保険料を従業員給与から控除し、社会保険事務所に納付していたことを示す記載は見当たらない。

このほかに、申立期間において、申立ての事業所が適用事業所であり、厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 6 月 1 日から 28 年 12 月 15 日まで  
② 昭和 30 年 7 月 1 日から 32 年 3 月 20 日まで

私は、昭和 25 年 6 月に A 事業所に入社し、32 年 3 月 20 日まで勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険加入期間は昭和 28 年 12 月 16 日から 30 年 6 月 30 日までしかなく、申立期間が未加入とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所に入社してから退職するまで継続して B 支店に勤務していたと申し立てているところ、同社 B 支店は昭和 19 年 11 月 20 日に設置されたことが商業登記簿により確認できるものの、社会保険庁に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人は 28 年 12 月 16 日から 30 年 6 月 30 日まで、本社（C 市）での厚生年金保険の加入記録がある。

申立期間①については、申立人から提出された辞令、感謝状及び慶弔関係資料により、申立人が少なくとも昭和 25 年 12 月 18 日以降 29 年 3 月 1 日まで申立事業所 B 支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する申立事業所本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の申立期間に係る記録は見当たらず、健康保険番号に欠番は無い。

また、申立人が申立事業所 B 支店の同僚として名前を挙げた 7 人のうち 3 人について、申立事業所本社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、資格取得日は全員が申立人と同じ昭和 28 年 12 月 16 日となっている。

以上のことから、申立事業所 B 支店に勤務していた者は、何らかの事情に

より昭和 28 年 12 月 16 日までは厚生年金保険に加入していなかったことが推認できる。

申立期間②については、同僚等の証言により申立事業所の B 支店は昭和 30 年 8 月ごろに閉鎖され、当時の支店長であった者が別の会社を設立したことが推認できる。また、申立人から提出された慶弔関係資料及び D 県建築士会の名簿により、申立人は申立期間②において当該会社に勤務していたか、又は仕事上のつながりのあったことは推認できるものの、当該会社については、社会保険庁に厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 12 月 16 日まで  
② 昭和 41 年 3 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 7 月に勤務していた A 事業所を退職し、同年 9 月に B 市に転居した。

社会保険庁の記録では、それまでに勤務した 36 か月分についての脱退手当金が昭和 43 年 12 月 18 日に支給されたことになっているが、支給日は、私が B 市に転居した後のことであるので受け取れるはずが無く、振込を受けたことも無い。申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 43 年 7 月 1 日の前後の 4 年間に資格を喪失した 17 人の女性被保険者の脱退手当金の支給記録を調査したところ、12 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 10 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、申立人と同時期に勤務していた脱退手当金の支給記録のある同僚は、脱退手当金を受給したことを認めている。

また、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 43 年 12 月 18 日に支給決定されているほか、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 1 月から 31 年 12 月 28 日まで  
②昭和 32 年 1 月から 34 年 6 月まで  
③昭和 34 年 6 月から 37 年 2 月まで

申立期間①（A社）について、兄がA社をI社長から買ったので、昭和28年1月から働いた。当時、陸運局から営業譲渡の許可を得るため、会社は厚生年金保険、健康保険に加入し、出納簿等の帳簿をきちんと備えていたが、陸運局の許可がでなかったので31年12月にI社長に車と帳簿等を返した。私は運転免許を取得するまで6か月見習いとして働き、その後、運転手として働き、厚生年金保険料を引かれていた。

申立期間②（B社）について、住み込みで、朝5時ごろからうどん等を作っていた。月給は手取りで7,000円くらい、休みはほとんどなく従業員は8人から9人くらいで、失業保険はあったと思う。

申立期間③（C社）について、夏場は忙しいので仕事をしないかと話があり、住み込み（1万円くらい）で働いていた。社員は7人から8人（夏場は10人）くらいで、失業保険その他いろいろとあると聞いていた。朝、氷を作る会社に取りに行き、販売先の家庭、かき氷店、レストラン、会社の食堂等に納めていた。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申立事業所の所在地としているD県E市内に申立事業所と同一又は類似した名称の適用事業所は無い上、D県内においても、申立事業所と同一名称の適用事業所は無く、類似した名称の適

用事業所（4事業所）も、申立期間については適用事業所となっていない。

また、商業登記簿を確認したが、所在地とする場所に申立事業所と同一又は類似した名称の事業所は無く、かつ、所在地とする場所の近くに類似する名称の事業所（F社）があるものの、事業主に確認したところ、申立事業所とは関係ないとしている上、同社の新規適用年月日は昭和57年1月12日で、申立期間については適用事業所となっていない。

さらに、申立人が記憶している前事業主の娘は、「父は他界し、関係書類も既に処分しているが、父は厚生年金保険に加入していなかったと聞いている。」と供述している。

加えて、申立人の兄も申立期間について申立人と同様、加入記録は無い上、申立人が記憶している同僚については、姓しか分からず、特定することができないため、申立人の勤務実態や保険料の控除を裏付ける供述は得られない。

- 2 申立期間②について、申立人が申立事業所の所在地としているG府H市内に申立事業所と同一又は類似した名称の適用事業所は無い上、G府内においても、申立事業所と同一名称の適用事業所は無く、類似した名称の適用事業所（4事業所）も、申立期間については適用事業所となっていない。

また、商業登記簿を確認したが、所在地とする場所に申立事業所と同一又は類似した名称の事業所は無く、事業主等から聴取を行うことができない。

さらに、申立人が記憶している同僚については、姓しか分からず、特定することができないため、申立人の勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られない。

- 3 申立期間③について、申立人が申立事業所の所在地としているG府H市内に申立事業所と同一又は類似した名称の適用事業所は無い上、G府内においても、申立事業所と同一名称の適用事業所は無く、類似した名称の適用事業所（1事業所）も、申立期間については適用事業所となっていない。

また、商業登記簿を確認したが、所在地とする場所に申立事業所と同一又は類似した名称の事業所は無く、事業主等から聴取を行うことができない。

さらに、申立人が記憶している同僚については、姓しか分からず、特定することができないため、申立人の勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られない。

- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から32年12月30日まで

A社は、B氏（社長）がC社を退職して作った会社（メリヤス問屋）で、私は社長についてC社を退職し勤務した。販売を担当し、創業当初は社長と2人で、半年か一年して社員が徐々に増え7人になった。

私はよく風邪を引き、事務員から受け取った保険証を使って病院に何回か行ったことがあり、健康保険と厚生年金保険はセットなので、記録を調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している所在地に申立事業所の名称の適用事業所は無く、所在地と同じ区内には、申立事業所と同一名称の適用事業所が1事業所あるが、申立事業所と事業主名が異なり、厚生年金保険の新規適用年月日も申立期間後の昭和35年5月1日となっている上、商業登記簿を確認したところ、申立期間において、申立人が所在地と主張する場所に申立事業所と同一又は類似した名称の事業所は見当たらない。

また、D府（所在地の区を除く）内には、申立事業所と同一又は類似した名称の適用事業所は9事業所あるが、7事業所については、申立期間後に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間前に適用事業所となっている2事業所については、申立事業所と事業主名が異なる上、各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無い。

さらに、申立人が事業主としている人物は、申立期間について申立人と同様加入記録が無い上、既に死亡しているため、厚生年金保険料の控除等について聴取することができず、かつ、申立人が記憶していた取引先の事業主も既に死亡しており、聴取することができない。

加えて、申立人が姓名を覚えていた同僚2人については、生年月日が不明のため同名で同世代とみられる者19人の加入記録を確認したが、申立期間に申立事業所の加入記録がある者はいない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見あたらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 1 日から 36 年 1 月 6 日まで  
② 昭和 36 年 1 月 11 日から 40 年 6 月 30 日まで

私は、申立期間①についてはA社（B市）に、申立期間②についてはC社（B市）に勤務し、長男を出産（昭和 40 年 9 月生）のために退職した。昭和 40 年 12 月 28 日に脱退手当金を受けたことになっているが、当時は社会保険事務所がどこにあるのかも知らなかったし、交通の不便な所に住み、子育てをしていたので、とても受け取りに行ける状態ではなかった。C社の事務員さんにも、一時金にはしない方がよいと言われていたし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 40 年 12 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。